令和6年度 渋川市内部統制評価報告書

渋川市長髙木勉は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、 同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

渋川市長髙木勉は、渋川市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、 渋川市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイド ライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づ き、「渋川市内部統制基本方針」を策定し、当該方針に基づき財務に関する事 務及び働きかけへの対応に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行 っています。内部統制の整備及び運用にあたっては、「渋川市内部統制行動計 画」を策定し、内部統制の目的や制度、導入の流れや内部統制の体制について 周知しました。

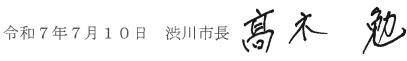
2 評価手続

渋川市においては、令和6年度会計年度を評価対象期間とし、令和7年3月 31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」 に基づき、財務に関する事務及び働きかけへの対応に関する事務に係る内部統 制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、 渋川市の財務に関する事務及び働きかけへの対応に関する事務に係る内部統制 は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間においておおむね有効に運 用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項 記載すべき事項はありません。





令和6年度 渋川市内部統制評価報告書 【附属資料】

1	業務	らレベルの内部統制に関する事項	
	(1)	業務レベルの内部統制の取組	1
	(2)	業務レベルの内部統制の評価	1
2	全庁	的な内部統制に関する事項	
	(1)	内部統制の取組	2
	ア	統制環境	2
	1	リスクの評価と対応	3
	ウ	統制活動	3
	エ	情報と伝達	4
	オ	モニタリング	4
	力	I C T への対応	5
	キ	内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目への対応状況一覧	5
	(2)	全庁的な内部統制についての評価	8

1 業務レベルの内部統制に関する事項

- (1) 業務レベルの内部統制の取組
- ア 内部統制実施計画書の作成

各所属で、共通リスク及び所属個別のリスクについてリスク対応策を 検討し、内部統制体制を整備し内部統制実施計画書を作成した。

イ 内部統制の運用についての中間の自己評価

評価対象期間中の9月から10月に、適切にリスク対応できているか 自己評価を行い不備があった場合には、それに対応する内部統制体制の 修正等を行った。

ウ 内部統制実施結果報告書の作成

評価基準日(令和7年3月31日)に、年間を通して適切にリスク対応できているか自己評価を行った。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制について、評価基準日(令和7年3月31日)時 点で、整備及び運用の有効性の評価を行った。

その結果、次のとおり、おおむね有効であると判断した。

- 対象となる66の部署が、共通リスクを延べ1,665件、所属個別リスクを16件の整備・運用を行い、整備での不備が5件、運用での不備が23件確認された。これに対して評価を行った結果、不備はあったが、重大な不備に当たるような金額的影響が大きいもの、広範囲に影響を与えるもの、損失等の回復が不可能なものはなく、その不備に対応する改善が適正に行われていたことが確認できた。
- 関係団体からの働きかけについて不備があったが、働きかけがあった場合には、課長等に相談するよう周知していることを確認できた。
- 契約事務で日付が誤っていたという不備が2件あったが、それぞれ 確認を徹底する改善が行われていた。
- 会計年度任用職員の通勤届に関する事務について、複数の所属で運用での不備があった。人事課から再確認するなど、適正な事務ついて 周知徹底を行っており、ミスが起きないようチェック体制の確立に向けての改善が行われていた。
- 過年度の案件ではあるが、消防団報酬に係る所得税の源泉徴収について誤った取扱いをしていた。

誤った取扱いは、事務処理に係る職員の認識不足のために発生した ものであり、再発防止として源泉徴収に係る事務の手順及び留意点を 再確認し、チェック体制を強化するとともに、法令を遵守する事務体 制を確保する是正策を講じていることが確認できた。

2 全庁的な内部統制に関する事項

- (1) 内部統制の取組
- ア 統制環境
 - (ア) 本市における内部統制の目的、対象等を明示した「渋川市内部 統制基本方針」を市長名により定めている。【所管:総務部総務課】
 - (イ) 渋川市職員コンプライアンス行動指針を制定し、職員に対し、 コンプライアンス研修会(令和6年8月参加者41名)を行った。 【所管:総務部総務課・人事課】
 - (ウ) 渋川市職員の人事評価実施要領で人事評価制度のプロセスを定め、周知している。【所管:総務部人事課】
 - (エ) 報告シート等により、事務処理ミス・事件事故等が発生した場合の 市長への連絡体制が整備されている。 【所管:総合戦略部秘書室】
 - (オ) 所管課から事務ミス等の防止に関し、各種通知、依頼を発信し、適切な事務執行が行われるよう是正措置を講じている。【所管:総務部総務課、総務部人事課、総務部契約管理課、会計課】
 - (カ) 「渋川市内部統制行動計画」を定め、各課等の長を「内部統制 推進員」、各部局等の長を「内部統制責任者」、副市長を「内部統制 統括責任者」、市長を「内部統制最高責任者」として位置付けると ともに、市長をトップとする部局長級の会議体である「渋川市内部 統制推進・評価会議」の役割を明確化し、全庁的な内部統制の仕組 み及び体制を確立している。【所管:総務部総務課】
 - (キ) 事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事案の決定の 適正化に資することを目的とし、渋川市事務専決規則を定めている。 【所管:総務部総務課】
 - (ク) 文書事務について、渋川市公文書管理規則で事務管理上の担当者(文書管理主任)を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確化し、適正な事務の執行を確保している。【所管:総務部総務課】
 - (ケ) 内部統制の取組を全庁横断的に推進するための会議体として、 渋川市内部統制推進・評価会議を要綱により設置し、外部有識者を 参与として任命し開催した。【所管:総務部総務課】
 - ○会議の開催状況:2回(令和6年7月、12月)
 - (コ) 所管課が主催する各種研修において、各事務の制度、執行手法 等の説明とあわせ、事務ミス等の防止に向けた指導などを行った。
 - ○令和6年度情報セキュリティ研修(令和6年11月)

【所管:情報防災部DX推進課】

○文書管理主任説明会(令和6年4月)

【所管:総務部総務課】

○財務会計事務合同研修会(令和6年4月)

【所管:会計課、総合戦略部財政課、総務部契約管理課】

○文書管理主任研修会(令和7年1月)

【所管:総務部総務課】

○情報公開·個人情報保護制度職員研修(令和7年1月)

【所管:総務部総務課】

- (サ) 人事評価における能力評価の評価指標に、職務の正確な遂行や、 法令の遵守などの事項を設定している。【所管:総務部人事課】
- (シ) 発生した事務ミス等についての職員の故意又は過失の度合いや、 社会に与える影響等を踏まえ、職員の処分等を行っている。

【所管:総務部人事課】

○懲戒処分(1名(停職1名))、訓告(1名)、口頭注意(2名)

イ リスクの評価と対応

渋川市内部統制行動計画に、全庁で共通する事務の中から、コスト(負担)と得られる便益(効果)を踏まえ、対象事務の全てのリスクを対象とはせず、発生した場合の影響度の大きいリスクを選定し、発生可能性及び全庁的なリスク対応策を明記している。選定したリスクについて、実際に不正等が生じる可能性があった事案について検討し、見直しを行っている。(令和6年7月及び12月見直し)

また、過去に生じた不正等が生じる可能性について検討し、コンプライアンスの取組強化の観点から渋川市独自のリスク項目である「働きかけへの対応」を加えている。

ウ 統制活動

- (ア) 渋川市事務分掌規則、渋川市事務専決規則により各課の権限と 責任が規定されており、個々の業務の分担は、各所属で事務分掌分 担表を作成し総務課に提出している。【所管:総務部総務課】
- (イ) 渋川市契約規則等で、工事の検査時には検査員と監督員の立ち会いのうえ検査を行うこと及び契約担当者と検収担当者を必ず別人とすることを規定し、不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすため、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離させている。

【所管:総務部契約管理課】

エ 情報と伝達

- (ア) 法令の改正について、官報で情報を収集するとともに、法令改 廃情報提供システムのメール配信サービスを使用し、法令の改正に 伴う渋川市の条例等の改正が必要かどうかの情報も得ている。【所 管:総務部総務課】
- (イ) 渋川市職員の職務に関する働きかけの記録等取扱要綱により、 職員に対する働きかけは記録され、組織として適切に管理する体制 となっている。【所管:総務部総務課】
- (ウ) 個人情報を適正に取り扱うため、「個人情報の保護に関する法律」に基づき「渋川市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「渋川市個人情報保護審査会条例」ほか関連する規定等を定めている。【所管:総務部総務課】
- (エ) 組織内外からの公益通報を適切に取り扱うため、「渋川市職員等からの内部通報等への対応手続に関する要綱」及び「渋川市外部の労働者等からの通報等への対応手続に関する要綱」を定め、公益通報の窓口や公益通報を受けたときの対応などを明らかにするとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けないよう規定している。

【所管:総務部総務課】

オ モニタリング

- (ア) 情報セキュリティ監査の実施【所管:情報防災部DX推進課】
 - 被監査部門

観光課、都市政策課、地域包括ケア課、こども政策課、こども 支援課

- ・監査範囲 保有する全ての情報資産
- ・監査方法 情報セキュリティセルフチェックの実施 被監査部門職員へのヒアリング及び執務室の視察
- · 監查結果

全体として、情報セキュリティ対策へのある程度の理解は伺えた。法令や条例等に抵触するような指摘事項はなかったが、改善を要する指摘事項については、必要に応じて改善計画の作成を指示し、フォローアップにて改善の有無を確認している。

(イ) 日常的モニタリングとして内部統制の自己点検を行っている。 (自己評価(中間)令和6年9月30日基準日)

- (ウ) 監査委員事務局長からの内部統制留意事例についての通知を受けて、下記の通知により注意喚起を行った。
 - ・内部統制の推進について(通知)(令和6年12月)
 - ・内部統制の自己評価の実施(年間)と様式1~様式3の提出等について(依頼)(令和7年2月)※依頼の通知の中で注意喚起を行った。

カ ICTへの対応

I C T環境への対応についての方針の制定・I C T利用の適切性の検討・I C T 統制の実施等

(ア) 渋川市情報化推進計画を策定し、その中で基本方針を定めている。

また、情報化統括責任者を筆頭とした体制で、市の情報化戦略及び調達マネジメントに関し、有効なIT調達マネジメントを行っている。【所管:情報防災部DX推進課】

- (イ) 渋川市情報化推進計画で「3 基本方針 (2)基本目標 イ 行政事務の効率化・最適化の推進」を定め、行政事務の効率化の 推進及び情報システムの最適化の推進を図っている。【所管:情報 防災部DX推進課】
- (ウ) システムの運用、外部事業者への委託について、システムの導入時等に電算業務等計画書を作成し、必要に応じてヒアリングを行っている。また、個人情報を扱う契約については、「情報資産の取扱いに関する特記仕様書」を定め、統制している。【所管:情報防災部DX推進課】
- (エ) 市が運用する、基幹系システムは、外部データセンターで運用 している。また、バックアップについては、記録媒体を県外の施設 に保管し、災害時でもデータが復元できる体制をとっている。【所 管:情報防災部DX推進課】

キ 内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目への対応状況一覧

基本的	対 評価の基本的な考え		評価項目	1					本語	平価幸	報告
要素	方								書『	付属資	資料
									の記	亥当耳	頁目
統制環	1 長は、	誠実性と倫	1 - 1	長は、	地方公共	共団体が	(事務	を適正	2	(1)	ア
境	理観に対す	る姿勢を表	に管理及	及び執行	する上っ	で、誠実	軽性と	倫理観	(ア	'),(ケ)
	明している	かった。	が重要で	であるこ	とを、目	自らの指	示、	行動及			
			び態度で	で示して	いるか。						

		1-2 長は、自らが組織に求める誠実性	2 (1) ア
		と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針	(イ)
		となる具体的な行動基準等として定め、職	
		員及び外部委託先、並びに、住民等の理解	
		を促進しているか。	
		1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係	2 (1) ア
		る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した	(ウ)、(エ)、
		場合には、適時にそれを把握し、適切に是	(才)
		正措置を講じているか。	
	2 長は、内部統制の	2-1 長は、内部統制の目的を達成する	2 (1) ア
	目的を達成するに当た	ために適切な組織構造について検討を行っ	(カ)
	り、組織構造、報告経	ているか。	
	路及び適切な権限と責	2-2 長は、内部統制の目的を達成する	2 (1) ア
	任を確立しているか。	ため、職員、部署及び各種の会議体等につ	(カ)、(キ)、
		いて、それぞれの役割、責任及び権限を明	(ク)、(ケ)
		確に設定し、適時に見直しを図っているか。	
	3 長は、内部統制の	3-1 長は、内部統制の目的を達成する	2 (1) ア
	目的を達成するに当た	ために、必要な能力を有する人材を確保及	(□)
	り、適切な人事管理及	び配置し、適切な指導や研修等により能力	
	び教育研修を行ってい	を引き出すことを支援しているか。	
	るか。	3-2 長は、職員等の内部統制に対する	2 (1) ア
		責任の履行について、人事評価等により動	(サ)、(シ)
		機付けを図るとともに、逸脱行為に対する	
		適時かつ適切な対応を行っているか。	
リスク	4 組織は、内部統制の	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別	1 (1) 及
の評価	目的に係るリスクの評価	し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業	び2 (1)
と対応	と対応ができるように、	務に配分することのできる人員等の資源につ	1
	十分な明確さを備えた	いて検討を行い、明確に示しているか。	
	目標を明示し、リスク評	4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセス	
	価と対応のプロセスを明	を明示するとともに、それに従ってリスクの評価	
	確にしているか。	と対応が行われることを確保しているか。	
	5 組織は、内部統制の	5-1 組織は、各部署において、当該部署	
	目的に係るリスクについ	における内部統制に係るリスクの識別を網羅的	
	て、それらを識別し、	に行っているか。	
	分類し、分析し、評価す	5-2 組織は、識別されたリスクについて、以	
	るとともに、評価結果に	下のプロセスを実施しているか。	
	基づいて、必要に応じ	1) リスクが過去に経験したものであるか否か、	
	た対応をとっているか。	全庁的なものであるか否かを分類する。	
		2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響	
	İ	度)な重要性によって分析する。	

		3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評	
		価を行う。	
		4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統	
		制を整備する。	
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たっ	
		て、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっ	
		ていないか検討するとともに、事後的に、その	
		対応策の適切性を検討しているか。	
	6 組織は、内部統制の	6-1 組織において、自らの地方公共団体に	
	目的に係るリスクの評価	おいて過去に生じた不正及び他の団体等にお	
	と対応のプロセスにお	いて問題となった不正等が生じる可能性につ	
	いて、当該組織に生じう	いて検討し、不正に対する適切な防止策を策	
	る不正の可能性につい	定するとともに、不正を適時に発見し、適切な	
	て検討しているか。	事後対応策をとるための体制の整備を図って	
		いるか。	
統制活	7 組織は、リスクの評	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決	1 (1)
動	価及び対応において決	定された対応策について、各部署において、	
	定された対応策につい	実際に指示通りに実施されていることを把	
	て、各部署における状	握しているか。	
	況に応じた具体的な内	7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各	
	部統制の実施とその結	部署の資源等を踏まえ、統制活動についてそ	
	果の把握を行っている	の水準を含め適切に管理しているか。	
	か。		
	8 組織は、権限と責任	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以	2 (1) ウ
	の明確化、職務の分	下の事項を適切に行っているか。	(ア)、(イ)
	離、適時かつ適切な承	1) 権限と責任の明確化	
	認、業務の結果の検討	2) 職務の分離	
	等についての方針及び	3) 適時かつ適切な承認	
	手続を明示し適切に実	4) 業務の結果の検討	
	施しているか。	8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の	1 (2)
		実施結果について、担当者による報告を求め、	
		事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行	
		っているか。	
情報と		9-1 組織は、必要な情報について、信頼あ	2 (1) エ
伝達		る情報が作成される体制を構築しているか。	(ア)
	る十分な情報を作成し	9-2 組織は、必要な情報について、費用対	2 (1) エ
	ているか。	効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用す	(ア)
		ることを図っているか。	
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報	2 (1) I
		等について、適切に管理を行っているか。	(ウ)

	10 組織は、組織内外	10-1 組織は、作成された情報及び外部から	2 (1) エ
	の情報について、その	入手した情報が、それらを必要とする部署及び	(ア)、(イ)
	入手、必要とする部署	職員に適時かつ適切に伝達されるような体制	
	への伝達及び適切な管	を構築しているか。	
	理の方針と手続を定め	10-2 組織は、組織内における情報提供及	2 (1) エ
	て実施しているか。	び組織外からの情報提供に対して、かかる情	(イ)、(エ)
		報が適時かつ適切に利用される体制を構築す	
		るとともに、当該情報提供をしたことを理由とし	
		て不利な取扱いを受けないことを確保するため	
		の体制を構築しているか。	
モニタ	11 組織は、内部統制	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に	2 (1) イ
リング	の基本的要素が存在	関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の	及び2(1)
	し、機能していることを	下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実	オ
	確かめるために、日常	施するとともに、それに基づく内部統制の是正	
	的モニタリング及び独立	及び改善等を実施しているか。	
	的評価を行っているか。	11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘に	
		より発見された内部統制の不備について、適	
		時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達さ	
		れ、その対応状況が把握され、モニタリング部	
		署又は監査委員等に結果が報告されている	
		ייל.	
ICT	12 組織は、内部統制	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関	2(1)力
への対	の目的に係るICT環境	して、いかなる対応を図るかについての方針及	(ア)
応	への対応を検討すると	び手続を定めているか。	
	ともに、ICTを利用して	12-2 内部統制の目的のために、当該組織	2(1)力
		における必要かつ十分なICTの程度を検討し	(イ)
		た上で、適切な利用を図っているか。	
	るとともに、ICTの統制	12-3 組織は、ICTの全般統制として、システ	2(1)カ
	を行っているか。	ムの保守及び運用の管理、システムへのアクセ	(ウ)
		ス管理並びにシステムに関する外部業者との	
		契約管理を行っているか。	
		12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、	2(1)力
		入力される情報の網羅性や正確性を確保する	(エ)
		統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マ	
		スター・データの保持管理等に関する体制を構	
		築しているか。	

(2) 全庁的な内部統制についての評価

全庁的な内部統制について、整備(体制、仕組み等)の観点による、

評価基準日(令和7年3月31日)時点における有効性についての評価を行った。

結果、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、それぞれ適切な取組がなされているため、内部統制は有効であると判断した。